

(目的)

第1条 この要綱は、腎臓機能障害者（以下「障害者」という。）が人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費（以下「通院交通費」という。）を助成することにより、障害者の経済的負担を軽減し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱において通院交通費の助成の対象となる者は、血液の人工透析療法のため通院している障害者で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 障害者の前年の所得（前年の所得が未確定の場合は、前前年の所得とする。次号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（次号において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。次号において「旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えていないこと。
- (3) 障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は障害者の民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として障害者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて旧政令第5条の4第2項に定める額未満であること。

(対象経費等)

第3条 この要綱において助成の対象となる通院交通手段、経費、採択基準及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成資格認定の申請)

第4条 通院交通費の助成を受けようとする者は、通院交通費助成資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）に助成資格の認定の申請をしなければならない。

- (1) 通院証明書（第2号様式）
- (2) 申立書（第3号様式）（市外の医療機関に通院する場合に限る。）

(認定)

第5条 所長は、前条の申請があつたときは、内容を審査の上、助成資格の認定の可否を決定し、通院交通費助成資格認定・却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、助成資格を認定した者（以下「受給者」という。）を通院交通費助成事業受給者台帳（第5号様式）に登録するものとする。

(助成の始期及び終期)

第6条 通院交通費の助成は、前条に規定する受給資格の登録をした日の属する月から開始し、受給資格を喪失した日の属する月をもって終わる。

(助成金の交付請求)

第7条 受給者が助成金の交付を受けようとするときは、通院交通費助成金交付請求書（第6号様式）により、毎年3月、6月、9月、12月の各月の10日までに各月の前3箇月分の通院交通費の助成金の交付の請求をしなければならない。

2 受給者は、前項の申請に当たつて、通院交通費のうちにタクシー料金が含まれるときは、領収証書を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者が助成資格を喪失したときは、随時に助成金の交付の請求をすることができる。

(助成金の交付)

第8条 所長は、前条の請求があつたときは、内容を審査の上、助成金の額を確定し、通院交通費助成額決定通知書（第7号様式）により請求者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(所得調査等)

第9条 所長は、受給者の助成資格について、毎年6月末日までに1回調査するものとする。

(通院交通手段等の変更届)

第10条 受給者は、次の各号に掲げる事由に該当したときは、速やかに、通院交通手段等変更届（第8号様式）により、所長に届け出なければならない。この場合において、第1号に該当して届け出るときは、第4条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 通院する医療機関を変更したとき。
- (2) 通院交通手段を変更したとき。
- (3) 市内で住所を変更したとき。
- (4) 人工透析以外の理由で入院したとき。

(助成資格喪失届)

第11条 受給者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、受給者（第1号に該当する場合にあつては、その遺族）は、速やかに通院交通費助成資格喪失届（第9号様式）により所長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 人工透析のため入院したとき。

(助成の打切り等)

第12条 市長は、受給者が偽りその他不正の行為によつて助成を受けていることが明らかになつたときは、直ちに当該受給者の助成資格の認定を取り消すとともに、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

別表（第3条関係）

通院交通手段	経費	採択基準	助成金の額
列車	通院に利用する列車の運行区間の旅客運賃（座席指定料金及びグリーン料金を除く。）	(1) 通院区間又は運行区間の距離の合計が片道1.5キロメートル以上であること。	経費の合計額から4,000円を控除した額（その額が25,000円を超えるときは、25,000円）
バス	通院に利用するバスの運行区間のバス料金	(2) 1箇月の経費の合計額が4,000円を超えること。	
自家用自動車	通院に利用する自家用自動車の通院区間に要する燃料費	(3) 自家用自動車の燃料費は、燃料の単価を1リットル当たりガソリンにあつては110円、軽油にあつては80円とし、走行距離を1リットル当たり10キロメートルとして算出する	
タクシー	通院に利用するタクシーの通院区間のタクシー料金（通院区間のうち一部について利用する場合は、その距離が片道		

	1.5キロメートル以上のものに限る。)	こと。 (4) タクシー利用については、列車、バス又は家用自動車の利用が不可能であること又は支障があること。
--	---------------------	---